

## 浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)に定めるもののほか、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号)及びこの要綱の定めるところによる。

### (補助の目的)

第2条 この補助金は、今後発生が予想されている大規模地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行う鉄道施設安全対策事業に要する経費の一部を国と協調して市が補助することにより、鉄道利用者の安全確保を図るとともに発災時における緊急応急活動の機能を確保することを目的とする。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、鉄道事業者(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者であり、市内に鉄道駅を所有するものをいう。以下「補助対象者」という。)が行う、鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(平成20年4月1日国鉄施第106号)第20条第1号に規定する鉄道駅耐震補強事業の交付決定を受けたものに限る。

2 補助対象者は、市税を完納していなければならない。

### (交付の対象等)

第4条 市長は、補助対象者が行う補助事業に必要な経費のうち、補助事業を行うために直接に要した本工事費、附帯工事費(移転補償費は含まない。以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 市が交付する補助金の額は、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内とする。ただし、県が当該補助事業に対し補助金を交付する場合にあっては、市が交付する補助金の額と県が交付する補助金の額を合算した額は、国が当該補助事業に対して補助する額以内とする。

### (申請手続)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(第1号様式)に補助事業実施計画(変更)書(第2号様式)及び国土交通省からの交付決定通知書の写し又は補助金の交付内容が確認できるものを添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係

る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査のうえ、予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定通知書(第3号様式)又は、増(減)額の交付決定通知書(第3号の2様式)を補助対象者に送付するものとする。

2 市長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 市長は、補助金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げを行うときには、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更)

第8条 補助対象者は、補助事業実施計画書(第2号様式)を変更しようとするときは、補助事業実施計画変更承認申請書(第4号様式)に補助事業実施計画(変更)書(第2号様式)を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りではない。

(1)流用先の費用の当初計画額の30%以内の増額又は1千万円以内の増額のいずれか低い額

(2)1千万円以下の工事件名の追加

2 市長は、前項の規定による実施計画書の変更申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認し、承認書(第5号様式)を補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、第1項第1号及び第2号による軽微な変更を行ったときは、による変更届(第6号様式)に、補助事業実施計画(変更)書(第2号様式)を添付して市長に届け出なければならない。

(状況報告)

第9条 補助対象者は、補助事業の実施状況について毎会計年度第2四半期終了後及び市長の要求があったときは、速やかに実施状況報告書(第7号様式)に実施状況表(第7-2号様式)を添付して市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が年度内に完了しない見込みであるときは補助事業実施状

況表(第7-3号様式)を、補助事業の遂行が困難となったときは補助事業実施状況表(第7-4号様式)を、補助事業実施状況報告書(第7号様式)に添付して市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業完了実績報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月30日までに補助事業終了実績報告書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条第1項に定める完了実績報告書の提出を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の通知書(第10号様式)を補助対象者に通知するものとする。

(概算払等の請求)

第12条 補助対象者は、市から補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金支払請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助対象者は、第5条第2項ただし書により交付申請を行った場合において、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに補助金の返還報告書(第12号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることとする。

(補助金の整理)

第14条 補助対象者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象者は、前項の帳簿の内容を証する書類を整理して、補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

( 取得財産等の整理 )

第 1 5 条 補助対象者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等の取得、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるように整理しなければならない。

( 帳簿等の保存 )

第 1 6 条 補助対象者は、次の各号に掲げる書類、帳簿等を補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間(平成 2 2 年国土交通省告示第 5 0 5 号)に定める期間(以下「処分の制限期間」という。)保存しなければならない。

- ( 1 ) 前条に規定する帳簿
- ( 2 ) 取得財産等の得喪に関する書類
- ( 3 ) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

( 取得財産の管理等 )

第 1 7 条 補助対象者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

( 取得財産等の処分の制限 )

第 1 8 条 補助対象者は、取得財産等(適正化法施行令第 1 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる財産及び同条第 4 号又は第 5 号の規定により大臣が定める財産に限る。)について、補助事業の完了後においても、処分の制限期間は市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

( 監督 )

第 1 9 条 市長は、必要と認めるときは、補助対象者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附則

- 1 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、平成 3 0 年 3 月 3 1 日以前に第 6 条に基づく交付決定がされた補助金があるときは、この要綱の規定は、当該補助金に関する限り、なおその効力を有する。

第1号様式（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（あて先） 浜 松 市 長

申請者の所在地  
名称及び  
代表者の氏名 印

浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付申請書

平成 年度浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金 円を交付されるよう、浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助対象経費の使用方法及び事業の計画  
平成 年度の補助事業に関しては、第2号様式の平成 年度補助事業実施計画書中の当該年度の欄に記載のとおり。
- 3 国からの補助金等受入予定額  
当該年度の国からの補助金等の金額（予定）  
補助金 円
- 4 添付書類
  - (1) 国要綱に基づく事業の内容が確認できるもの
  - (2) 市税納付確認同意書
  - (3) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
  - (4) その他市長が求める書類

別紙（第3条関係）

市税納付確認同意書

平成 年 月 日

（あて先） 浜 松 市 長  
（取扱い） 道 路 企 画 課

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

\_\_\_\_\_

氏 名(または法人名)

\_\_\_\_\_ 印

(法人の場合は法人代表者印)

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第3条第2項の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金

浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金

\_\_\_\_\_

第2号様式（第5条関係）

平成 年度補助事業実施計画（変更）書

1 補助事業の目的及び内容

2 補助対象経費の内訳

（単位：円）

費目	補助事業計画額				完了予定 期日	備考
	計画額	平成 年度 まで（実績）	年度	年度以降		
合計						

- （注）1 補助事業の費目ごとに経費の積算をした書類（別添様式）を添付すること。  
 2 計画額の変更の場合は、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。  
 3 その他必要な書類を添付すること。

第2号様式 - 別添（第5条関係）

平成 年度補助事業実施計画経費積算書

（単位：円）

費 目	内 容	積 算 内 訳



第3号様式（第6条関係）

浜松市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号をもって申請のあった平成 年度浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金については、浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、浜松市補助金交付規則第7条第1項の規定により通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円
- 2 補助金の交付条件は、次のとおりである。
  - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）同法施行令（昭和30年政令第255号）及び浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱（以下、要綱という。）に従わなければならない。
  - (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、実施計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
  - (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
  - (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同条第4号又は第5号の規定により大臣が定める財産に限る。）は、補助事業の完了後においても、処分の制限期間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。
  - (5) 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返納すること。
  - (6) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助

金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

(7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(8) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

3 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における要綱第7条の規定による申請を取り下げできる期間は平成 年 月 日とする。

第3号の2様式（第6条関係）

浜松市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長 印

浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金増（減）額交付決定通知書

平成 年 月 日付第 号をもって申請のあった平成 年度浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金については、浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり増（減）額交付することに決定したので、浜松市補助金交付規則第7条第1項の規定により通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
既決定補助の額	円
今回増（減）額する補助金の額	円
補助金の総額	円
- 2 補助金の交付条件は、次のとおりである。
  - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）同法施行令（昭和30年政令第255号）及び浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱（以下、要綱という。）に従わなければならない。
  - (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、実施計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
  - (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に交付を受けた補助金の一部を市に返還すべき場合が生じたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に返還しなければならない。
  - (4) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同条第4号又は第5号の規定により大臣が定める財産に限る。）は、補助事業の完了後においても、処分の制限期間は、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供させてはならない。
  - (5) 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した

補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返納すること。

- (6) 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (8) 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10 年間保管しておかなければならない。

3 この補助金の交付決定の内容又は条件に不服のある場合における要綱第 7 条の規定による申請を取り下げをできる期間は平成 年 月 日とする。

第4号様式（第8条関係）

第  
平成 年 月 日

（あて先） 浜 松 市 長

申請者の名称及び所在地並びに  
その代表者の氏名印

補助事業実施計画変更承認申請書

平成 年度浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金について、別紙のとおり計画を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

（添付書類）平成 年度補助事業実施計画（変更）書

第5号様式(第8条関係)

浜松市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

浜 松 市 長 印

承 認 書

平成 年 月 日付第 号をもって申請のあった平成 年度補助事業実施計画の変更については、承認する。

第6号様式（第8条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（あて先） 浜 松 市 長

申請者の名称及び所在地並びに  
その代表者の氏名印

浜松市鉄道施設安全対策事業実施計画変更届

平成 年度浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金について、別紙のとおり計画を変更したのでお届けします。

（添付書類）補助事業実施計画（変更）書

第7号様式（第9条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（あて先） 浜 松 市 長

申請者の名称及び所在地並びに  
その代表者の氏名印

### 補助事業実施状況報告書

浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、浜松市長から通知があった補助事業の実施状況について、別紙のとおり報告します。

- （別紙） 補助事業実施状況表（第7 - 2号様式）  
又は  
（別紙） 補助事業実施状況表（第7 - 3号様式）  
又は  
（別紙） 補助事業実施状況表（第7 - 4号様式）



第7 - 2号様式（第9条関係）

平成 年度 補助事業実施状況表

（単位：円）

費目	計画額 A	実施額 B	計画額 との差額 A - B	進捗率 (%)	今後の見通し			完了 予定期日	備考
					第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期		
合計									

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
- 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第7 - 3号様式 (第9条関係)

平成 年度 補助事業実施状況表

(単位:円)

費目	計画額 A	本年度未だ の実績見込み B	計画額 との差額 A - B	今後の見通し			備考
				年度内に完 了しない分	執行が困難 となった分	その他	
合計							

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。  
 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第7 - 4号様式（第9条関係）

平成 年度 補助事業実施状況表

(単位：円)

費目	計画額 A	平成 年 月 日 までの実績額 B	計画額 との差額 A - B	今後の見通し		備考
				執行が困難 となった分	その他	
合計						

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。  
 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第8号様式（第10条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（あて先） 浜 松 市 長

申請者の名称及び所在地並びに  
その代表者の氏名印

補助事業完了実績報告書

浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、浜松市長から通知があった補助事業の完了実績について、同要綱第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙1） 補助事業完了実績表

（別紙2） 浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金精算調書

第8号様式 - 別紙1 (第10条関係)

平成 年度 補助事業完了実績表

(単位:円)

費目	計画額 A	本年度 実績額 B	計画額 との差額 A - B	本年度実績の概要	備考
合計					

(注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。

2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。

第8号様式 - 別紙2 (第10条関係)

平成 年度 浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金精算調書

(単位:円)

費目	交付 決定額 A	計画額 B	実績額 C	計画額 との差額 D	精算 補助金額 E	概算払 受領済額 F	差引補助金 未受領済額 (返還) G=E-F	備考
合計								

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。  
 2 精算補助金額は、計画額と実績額のいずれか低い額の1/3で計算した額を記載すること。

第9号様式（第10条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（あて先） 浜 松 市 長

申請者の名称及び所在地並びに  
その代表者の氏名印

### 補助事業年度終了実績報告書

浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、浜松市長から通知があった補助事業の終了実績について、同要綱第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙） 補助事業年度終了実績表

第9号様式 - 別紙 (第10条関係)

平成 年度 補助事業年度終了実績表

(単位：円)

費目	計画額 A	実施額 B	計画額 との差額 A - B	精算 補助金額 C	進捗率 B / A (%)	今後の実績見込み		備考
						繰越額	その他	
合計								

- (注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。  
 2 計画額との差額について、その主な理由等を備考欄に記載すること。  
 3 精算補助金額は、計画額と実績額のいずれか低い額の1 / 3で計算した額を記載すること。



第10号様式(第11条関係)

平成 年 月 日  
第 号  
様  
浜松市長 印

浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付第 号をもって完了実績報告のありました補助事業の実施については、これを認定し、平成 年度浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金の額を下記のとおり確定したので、浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

確定補助金額 円

第 1 1 号様式 ( 第 1 2 条関係 )

第 号  
平成 年 月 日

( あて先 ) 浜 松 市 長

申請者の名称及び所在地並びに  
その代表者の氏名印

浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金概算払 ( 精算払 ) 請求書

平成 年 月 日付浜松市指令 第 号で交付決定の通知を受けた標記  
補助金について、下記により概算払 ( 精算払 ) を交付されたく、浜松市鉄道施設安全  
対策事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により請求します。

記

1 . 請求の内容

区分	事業費	市 費 補助額	既受領額		今回受領額		残額		事業完了 予定期日	備考
			金 額	出来高	金 額	月 日 ま で 出来高	金 額	年度内 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%	年 月 日	
合計										

2 . 事業完了予定日 平成 年 月 日

振込銀行	支店名	預金区分	口座番号	口座名義人

注 意

- 1 事業費は補助事業費の総額を記入すること。
- 2 市費補助額は、浜松市補助金の総額を記入すること。
- 3 予定出来高の%は、整数で記入すること。
- 4 交付決定額が変更された場合、備考欄に変更年月日等を記入し既受領額がある場合には、出来高を変更後の既受領額に見合う%に修正し、それぞれ記入すること。

- 5 請求額は予定出来高以内とすること。
- 6 上記予定出来高の積算にあたっては、事業進捗状況、出来高明細、支払計画等の基礎資料により勘案し積算すること。  
概算払においては、概算払請求書に積算内訳等の資料を添付すること。
- 7 精算払請求書については、今回請求額、残額、事業完了の各欄中の「予定」を抹消すること。

第12号様式(第13条関係)

第 号  
平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者の名称及び所在地並びに  
その代表者の氏名印

浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金消費税及び地方消費税の  
額の確定に伴う補助金の返還報告書

浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
  
- 2 補助事業者の名称
  
- 3 補助金額(浜松市鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱第11条により確定された額)  
円
  
- 4 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
  
- 5 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控  
除税額  
円
  
- 6 補助金返還相当額(5 - 4)  
円

(注)別紙として積算の内訳を添付すること